

歴史的風致形成建造物の指定の方針

1 ❖ 歴史的風致形成建造物の指定の方針

本市の歴史的風致を形成する重要な構成要素である歴史的建造物のうち、地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動との関連性を踏まえ、指定基準に則り、重点区域における歴史的風致の維持及び向上を図る上で重要なものを指定して保存を図っていく。

また、重点区域内の歴史的建造物を継続的に調査し、随時追加して指定していく。

2 ❖ 歴史的風致形成建造物の指定基準

- (1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第57条第1項に基づく登録有形文化財、同法第132条第1項に基づく登録記念物
- (2) 長野県文化財保護条例(昭和50年条例第44号)第4条第1項に基づく県宝、同条例第30条第1項に基づく長野県史跡名勝天然記念物
- (3) 長野市文化財保護条例(昭和51年長野市条例第74号)第4条第1項に基づく長野市指定有形文化財、同条例第31条第1項に基づく長野市指定史跡名勝天然記念物
- (4) 景観法(平成16年法律第110条)第19条第1項に基づく景観重要建造物
- (5) 長野市伝統環境保存条例(昭和58年長野市条例第19号)第6条第2項第2号に基づく伝統環境を構成している建造物等
- (6) 長野市伝統的建造物群保存地区保存条例(平成28年長野市条例第25号)第3条第2項第2号に基づく伝統的建造物(ただし、重要伝統的建造物群保存地区内のものを除く)
- (7) その他、本市の歴史的風致の維持及び向上を図る上で重要なもので、市長が必要と認めたもの

3 ◆ 歴史的風致形成建造物の指定及び候補

第1期計画で指定した歴史的風致形成建造物は、引き続き、第2期計画でも指定を行う。

歴史的風致形成建造物の候補として、国宝善光寺本堂の参道や境内に位置する仁王門や鐘楼、また、松代城下町の武家屋敷地に存在する歴史的建造物や庭園及び水路網、祭礼の営まれる寺社や町屋のまちなみ等が想定される。鬼無里地区においては、祭礼の舞台となる神社に加え、屋台や神楽の巡行が行われる歴史的まちなみが想定される。

これらの建築物以外にも、付属する門や土塀等の工作物やこれと一体となる寺社の社叢や参道、庭園などについても歴史的風致の維持及び向上を図る上で重要なものを指定していく。

4 ◆ 歴史的風致形成建造物指定一覧

第1期計画で歴史的風致形成建造物に指定した建造物は、以下のとおりである。

指定番号	名称 外観	所有者 建築年	指定日 指定基準	関連歴史的 風致
1	大英寺 本堂・表門 	大英寺 寛永元年 (1624)	平成26年(2014) 3月27日 県宝	城下町松代 及び松代道 143ページ
2	松巖寺 観音堂 	松巖寺 寛永2年 (1625) 又は 寛永3年 (1626)	平成26年(2014) 3月27日 市指定有形文化財	鬼無里の 伝統的祭礼 180ページ
3	宿坊 神原主屋 	個人 明治中期	平成26年(2014) 3月27日 重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物になったため、平成29年(2017) 3月1日指定解除	

指定番号	名称 外観	所有者 建築年	指定日 指定基準	関連歴史的 風致
4	武井旅館 主屋 	個人 延享2年 (1745)	平成26年(2014)3月27日 重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物になったため、平成29年(2017)3月1日指定解除	
5	横倉旅館 主屋・門 	個人 明治4年 (1871)から 明治6年 (1873)頃	平成26年(2014)3月27日 重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物になったため、平成29年(2017)3月1日指定解除	
6	久山館 石垣 	個人 江戸初期	平成28年(2016)3月27日 重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物になったため、平成29年(2017)3月1日指定解除	
7	常德院 門 	常德院 明治初期	令和3年(2021) 8月26日 登録有形文化財	善光寺周辺 寺社の祭礼 82ページ

歴史的風致形成建造物の 管理の指針となるべき事項

1 ❖ 歴史的風致形成建造物の維持、管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物のうち、別の法律または条例などにより指定等がされている建造物は、その法令に基づき、そのほかの建造物は、歴史的風致を形成する特性、価値に基づいて適切に維持、管理を行う。修理に当たっては、歴史的建造物の構造や建築様式など、その特徴を顕著に示す意匠や形態の保存または復元に努める。

また、歴史的風致形成建造物は、歴史的風致の維持及び向上のために積極的に公開、活用を図る。公開に関しては、外部から望見されるだけでなく、可能な範囲で内部公開を促進する。

2 ❖ 個別の事項

(1) 県宝(建造物)及び市指定有形文化財(建造物)

建造物の外部及び内部とも現状保存を基本とする。

建造物の維持、管理または公開活用のために保存修理する場合は、歴史資料や古写真及び痕跡に基づくことを原則とする。また、防災等に必要な管理施設を付加する場合は、建造物の価値及び特性の保存に支障を与えない範囲で実施するものとする。

民間所有の建造物については、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、関係する附属機関、専門の有識者などによる必要な技術的指導や助言を踏まえて実施するものとする。

(2) 登録有形文化財(建造物)、景観重要建造物及び市条例に基づいて指定または登録された建造物

外観の維持、保存を基本とする。

本市の歴史的風致の維持及び向上を図る上で重要なもので、市長が必要と認めたものについても、外観の維持、保存を基本とする。

民間所有の建造物については、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、必要な技術的指導助言を踏まえて実施するものとする。

(3) 県、市指定の記念物及び登録記念物

現状保存を基本とする。

維持、管理及び公開活用のための保存修理、復元等を行う場合は、歴史資料や古写真及び痕跡に基づく修理、復元等を原則とする。防災等に必要な管理施設を付加する場合は、記念物の価値及び特性の保存に支障を与えない範囲で実施するものとする。

民間所有の記念物については、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、関係する附属機関、専門の有識者などによる必要な技術的指導助言を踏まえて実施するものとする。

3 ◆ 届出が不要の行為

歴史まちづくり法第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出が不要の行為については、以下の場合とする。

- (1) 文化財保護法第57条第1項に基づく登録有形文化財で、同法第64条第1項に基づく現状変更の届出を行った場合
- (2) 文化財保護法第132条第1項に基づく登録記念物で、同法第133条の3に基づく現状変更の届出を行った場合
- (3) 長野県文化財保護条例第4条第1項に基づく県宝で、同条例第13条第1項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合、及び同条例第14条第1項に基づく修理の届出を行った場合
- (4) 長野県文化財保護条例第30条第1項に基づく県史跡名勝天然記念物で、同条例第34条で準用する同条例第13条第1項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合、及び同条例第14条第1項に基づく復旧の届出を行った場合
- (5) 長野市文化財保護条例第4条第1項に基づく指定有形文化財で、同条例第14条第1項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合、及び同条例第15条第1項に基づく修理の届出を行った場合
- (6) 長野市文化財保護条例第31条第1項に基づく指定史跡名勝天然記念物で、同条例第35条で準用する同条例第14条第1項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合、及び第15条第1項に基づく復旧の届出を行った場合
- (7) 景観法第19条第1項に基づく景観重要建造物で、景観法第22条第1項の規定に基づく現状変更の許可申請を行った場合
- (8) 長野市伝統環境保存条例第6条第2項第2号に基づく伝統環境を構成している建造物等で、同条例第7条第1項に基づく行為の届出を行った場合
- (9) 長野市伝統的建造物群保存地区保存条例第3条第2項第2号に基づく伝統的建造物(重要伝統的建造物群保存地区内のものを除く)で同条例第4条第1項に基づく現状変更行為の許可申請を行った場合